

介護保険 サービスガイド

(2026年度版)



久喜市

もくじ

1	介護保険制度とは	… 2
2	介護サービス利用までの流れ	… 4
3	介護サービス・介護予防サービスの利用のしかた	… 6
4	介護サービスと介護予防サービス	… 8
5	介護予防・日常生活支援総合事業	…13
6	サービスにかかる費用	…15
7	久喜市内事業所一覧	…18
8	その他の高齢者向けサービス	…26

相談窓口

内容	窓口	所在地	電話番号
要介護認定に関すること	介護保険課 介護認定係	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
	菖蒲行政センター内 菖蒲福祉係	菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代)
	栗橋行政センター内 栗橋福祉係	間鎌251-1	0480-53-1111(代)
	鷺宮行政センター内 鷺宮福祉係	鷺宮6-1-1	0480-58-1111(代)
介護保険料・介護サービスに関すること	介護保険課 保険料・給付係	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
介護老人福祉施設等に関すること	介護保険課 介護管理係	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
介護サービス(総合事業)に関すること	高齢者福祉課 高齢者福祉係	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
介護予防・認知症予防に関すること	久喜中央地域包括支援センター	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
	久喜東地域包括支援センター	青毛753-1(ふれあいセンター久喜内)	0480-23-8845
	菖蒲地域包括支援センター	菖蒲町新堀38(菖蒲行政センター内)	0480-85-8131
	栗橋地域包括支援センター	間鎌251-1(栗橋行政センター内)	0480-52-7835
	鷺宮地域包括支援センター	鷺宮6-1-1(鷺宮行政センター内)	0480-58-9131
高齢者福祉に関すること	高齢者福祉課 高齢者福祉係	下早見85-3(本庁舎内)	0480-22-1111(代)
	菖蒲行政センター内 菖蒲福祉係	菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代)
	栗橋行政センター内 栗橋福祉係	間鎌251-1	0480-53-1111(代)
	鷺宮行政センター内 鷺宮福祉係	鷺宮6-1-1	0480-58-1111(代)



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年7月発行

発行：久喜市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

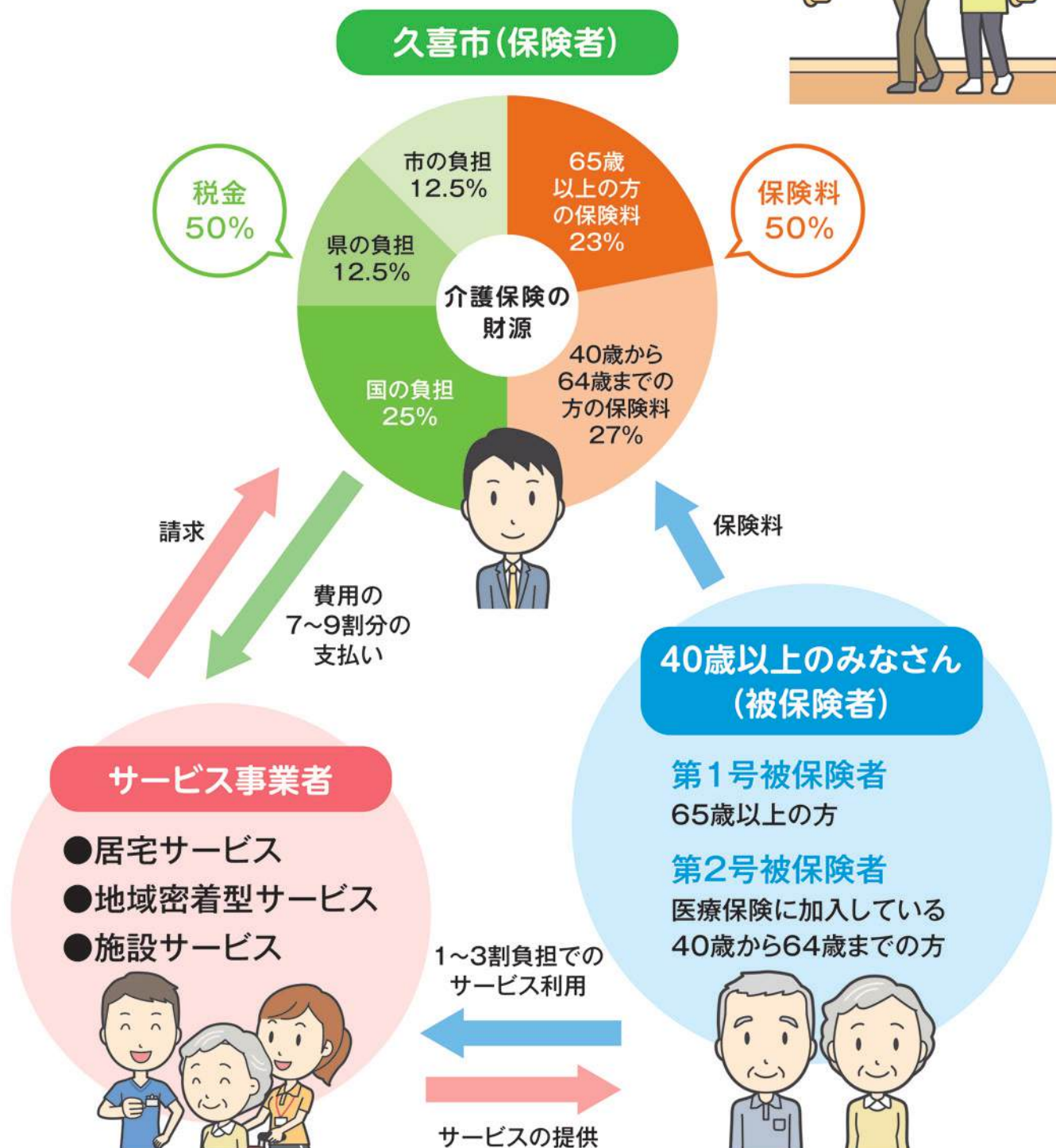
※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

介護保険制度とは

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や、その家族が抱えている不安や負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送るためにも、介護保険制度はなくてはならない制度です。

介護保険制度は、私たちが住む久喜市が運営します。
40歳以上のみなさんが保険料を負担し
老後の安心を社会全体で支え合う制度です。



介護保険サービスを利用できる方

<第1号被保険者(65歳以上の方)>

久喜市が実施する要介護認定において、要介護状態(※1)・要支援状態(※2)と認定された場合、いつでも介護サービスを受けることができます。

※1 要介護状態 寝たきりや認知症などで、介護を必要とする状態。

※2 要支援状態 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態。

<第2号被保険者(40～64歳の方)>

公的医療保険の加入者で、介護保険の対象となる特定疾病(※3)により介護が必要と認定された場合のみ介護サービスを受けることができます。

※3 特定疾病 ・加齢に伴って生じる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病。
・厚生労働省が定める以下16種類の疾病。

《介護保険の対象となる特定疾病》

●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症

●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】

●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65歳になったら、介護保険被保険者証が交付されます

介護保険被保険者証					
被 保 険 者	番 号				
	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日			性 別	
交付年月日		年 月 日			
保険者番号並びに保険者の名称及び印		1 1 2 3 2 6 久喜市			

65歳以上の方(第1号被保険者)

⇒すべての人に介護保険証(被保険者証)が交付されます。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

⇒要介護認定の申請をし、認定を受けた人に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
- ケアプランの作成を依頼するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

※介護保険被保険者証を紛失や破損した場合は、下記窓口にて再交付の申請をしてください。

介護保険課保険料・給付係(本庁舎)	TEL:0480-22-1111(代)
菖蒲行政センター内 菖蒲福祉係	TEL:0480-85-1111(代)
栗橋行政センター内 栗橋福祉係	TEL:0480-53-1111(代)
鷺宮行政センター内 鷺宮福祉係	TEL:0480-58-1111(代)

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受ける必要があります。具体的な認定や、手続きの流れは以下のようになります。

相談窓口(地域包括支援センターまたは介護保険課)へ相談(1ページ参照)

本人の状態や、利用を希望するサービスを確認します。

- ・明らかに要介護認定が必要な方
- ・予防給付や介護給付によるサービスを希望している方(8ページ以降参照)

必要なサービスを判断するために本人の状況確認が必要な方

明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断される方

要介護認定の申請

<申請時に必要なもの>

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険の加入情報が分かるもの(「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」またはマイナポータルの「医療保険の資格情報画面」) ※40歳から64歳の方は必ずご持参ください。

認定調査・主治医意見書

調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医に主治医意見書の作成を依頼します。主治医がいない場合は、介護保険課にご相談ください。

※主治医意見書作成料の自己負担はありません。

審査判定

<一次判定> 調査の結果および主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の一次判定が行われます。

<二次判定> 一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

認定・通知

介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。

認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています(7ページ参照)。

通知結果

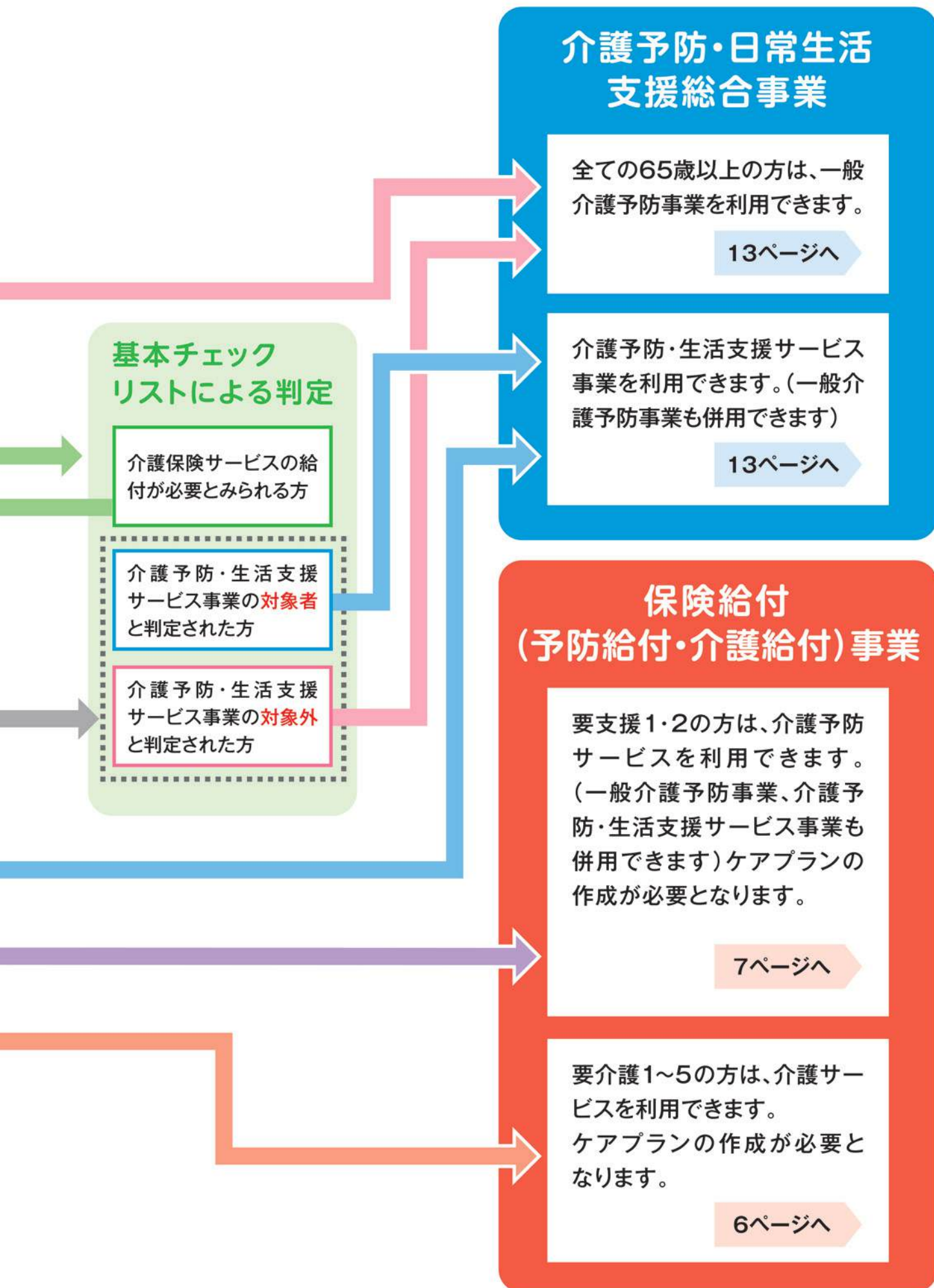
非該当と判定された方

要支援1・2と判定された方

通所型サービス・訪問型サービスのみ利用の方

上記以外の方

要介護1～5と判定された方



介護サービス・介護予防サービスを利用する場合は、ケアプランの作成が必要となります。
 ケアプランとは、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。
 「要介護1」以上のケアプランはケアマネジャー(介護支援専門員)のいる、市区町村の指定を受けた居宅介護支援事業所(ケアプラン作成事業所)へ依頼し、「要支援1」「要支援2」のケアプランは地域包括支援センターに相談します。
 依頼を受けたケアマネジャーは、どのサービスをどう利用するか、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、ケアプランを作成します。

要介護1～5と認定された方

居宅サービス
(地域密着型サービスも含む)

居宅介護支援事業所へ依頼

居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが利用者の自宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。ケアマネジャーと利用者・家族・介護サービス事業所等で、利用者の自立支援の助けとなるサービスの検討を行います。課題の話し合いを基に、ケアマネジャーと一緒に利用するサービスの種類や回数を決めます。 ※ケアプランの作成は無料です。

居宅サービスの利用

介護サービス事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービス利用がスタートします。

施設サービス

介護保険施設へ入所

病院のソーシャルワーカーやケアマネジャーに相談するなどして、施設に入所申し込みをします。入所が決まれば、契約します。

施設ケアプランの作成

入所後、施設のケアマネジャーが利用者本人や家族の状況を把握し、介護職員など専門職と課題を話し合った上でケアプランを作成します。

要支援1・2と認定された方

地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターに相談し、ケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

地域包括支援センターの職員が、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。地域包括支援センターの職員と利用者・家族・介護サービス事業所で、利用者の介護予防の助けとなるサービスの検討を行います。
※ケアプランの作成は無料です。

介護予防サービスの利用

介護予防サービス等の提供事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

ケア
マネジャー
とは

ケアマネジャーは、介護が必要な方と介護事業所をつなぐコーディネーターのような存在で、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに所属しています。主な役割は以下の通りです。

- 介護全般の相談
- 市区町村・介護サービス事業所・施設等との連絡や調整
- ケアプラン作成
- 要介護認定の申請代行 など

要支援状態または要介護状態については、おおむね次のような状態が考えられます。

※状態は各区分における主な内容を表しています。必ずしも実際の状態と一致するものではありません。

要介護状態区分	要介護・要支援の状態(例)
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1	基本的に日常生活はできるが、一部介助を必要とする状態
要支援2	要支援1の状態に加えて、歩行が不安定であるなど1人でできることが少ない状態
要介護1	要支援の状態に加えて心身状態の不安定さや、認知症等により理解力の低下がみられる状態
要介護2	要介護1の状態に加え、排泄や食事についても部分的な介護が必要となり、認知症等によっていくつかの行動・心理症状がある状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、さらなる認知機能の低下がみられる。排泄、身だしなみや部屋の掃除などの身の回りのケア、立ち上がりや片足での立位などが自分ではできない、歩行や移動の動作が自分ではできないことがあるなど、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力や全般的な理解力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりもさらに認知機能や動作能力が低下し、ほぼ全ての動作に全介助が必要。介護なしで日常生活を営むことは不可能な状態

居宅サービス(自宅で生活するためのサービス)

施設に通って受けるサービス

■ 要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを、日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

通所リハビリテーション
(デイケア)

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。

また「栄養改善」「口腔機能向上」「社会参加」に関するサービスを組み合わせて受けることができます。

■ 要支援1・2の方

介護予防通所介護

介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。
▶ 13ページへ

介護予防通所
リハビリテーション

通所リハビリテーションの施設(介護老人保健施設、病院、診療所など)に通い、医師の指示に基づく専門的なリハビリテーションを日帰りで受けることができます。

食事や入浴等の日常生活上の支援もリハビリテーションの視点で行います。

また「栄養改善」「運動器の機能向上」「口腔機能向上」に関するサービスを組み合わせて受けることができます。

自宅で受けるサービス

■ 要介護1～5の方

訪問入浴介護

自宅の浴室での入浴が困難な場合、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介助を受けることができます。

訪問リハビリテーション

外出が困難な場合に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに自宅を訪問してもらい、医師の指示に基づく心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを受けることができます。

■ 要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、看護職員と介護職員に入浴車で自宅を訪問してもらい、持参された浴槽を用いて入浴の介助を受けることができます。

介護予防訪問
リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などに利用者の自宅を訪問してもらい、心身機能の維持回復等、介護予防を目的としたリハビリテーションを受けることができます。

■ 要介護1～5の方

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮した療養上の管理や指導を受けることができます。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)に自宅を訪問してもらい、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護)や掃除・洗濯・調理などの生活の支援(生活援助)を受けます。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、療養上のケアや相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けることができます。

■ 要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士に自宅を訪問してもらい、心身の状況や環境等を考慮し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けることができます。

介護予防訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

▶ 13ページへ

介護予防訪問看護

在宅療養を行っている場合、主治医の指示に基づいて、看護師などに自宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のケアや相談、リハビリテーション、緊急時対応等の医療サービスを受けることができます。

短期間宿泊をして受けるサービス(ショートステイ)

■ 要介護1～5の方

短期入所生活介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の支援や医療、看護、機能訓練などのサービスを受けることができます。

■ 要支援1・2の方

介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けることができます。日常生活費(食費・滞在費・理美容代など)は、別途負担する必要があります。

介護予防短期入所療養介護

介護予防を目的に、医療機関や介護老人保健施設に短期間入所し、日常生活上の支援や医療、看護、機能訓練などのサービスを受けることができます。

入所している施設で受けるサービス

■ 要介護1～5の方

特定施設 入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、食事や入浴などの日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けることができます。

■ 要支援1・2の方

介護予防特定施設 入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで、介護予防を目的として、食事や入浴などの日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けることができます。

施設サービス(施設に入所して受けるサービス)

※原則要支援1・2の方は利用できません。

施設で生活する

■ 原則要介護3～5の方

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要な方が入所し、入浴や食事などの日常生活上の支援や健康管理などのサービスを受けます。

利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方ですが、やむを得ない事情がある場合は要介護1・2の方も入所できます。

■ 要介護1～5の方

介護老人保健施設

病状が安定している方や、在宅復帰を目指している方が入所します。可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などのサービスを受けます。利用する時には、施設サービス費の他、居住費・食費・日常生活費などがかります。

介護医療院

長期にわたって療養が必要な方が入所します。可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理や看護、介護、機能訓練、その他必要な医療などのサービスを受けることができます。

詳しくはケアマネジャーや各施設へお問い合わせください。



小規模多機能型居宅介護のご案内

こんな便利な
介護サービス
あったんだ!

ミモザ
白寿庵久喜

ご利用者募集中

ご見学・ご相談随時受付中! 事前要予約

これからも、住み慣れた我が家で暮らしたい…を叶える5つの安心

安心1

安心の
毎月定額※

介護度に応じて
月額が設定されております。
※各種加算は除く。
※お食事代・宿泊費は
自費となります。

安心2

なじみの
スタッフが対応

いつものスタッフが
対応するので
ご本人も安心です!

安心3

24時間
365日営業

ご本人の体調や
ご家族の予定に合わせて
ご利用できます。

安心4

ケアマネジャー
在籍

ご本人やご家族と直接
やりとりをするケアマネが
事業所におります。

安心5

看護スタッフ
在籍

ご利用者の
健康管理をいたします!

3つの介護サービスが利用できます!

通い

入浴やお食事、レクリエーションなどを
ご利用いただけます。
(訪問・送迎有り)

宿泊

宿泊室は個室をご用意。
ご本人の体調やご家族の急用など状況に応じて
ご利用いただけます。

訪問

必要なときに、必要な量の介助をご自宅で
受けられます。なじみのスタッフが訪問致します。

こんな方におすすめします

- ✓ 退院後、ご自宅での生活に不安のある方。
- ✓ 時間に縛られないサービスが必要な方。
- ✓ 毎日、訪問介護が必要な方。
- ✓ 食事・入浴のみ利用しすぐに帰りたい方。
- ✓ ご自宅から外へ出られない方。
- ✓ お話や歌、体操がお好きな方。
- ✓ ご家族の負担を減らしたい方。
(ご家族がお忙しい方)



ブログ

ミモザ日記

ミモザのホームページ「ミモザ日記」より、
日常の様子をご覧いただけます!

ミモザ白寿庵久喜のトップページから
「施設の様子」をクリック!



ミモザ白寿庵久喜

お問い合わせは
こちらから

電話受付時間
8:30~17:30

所在地:〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東三丁目29-27
お気軽にお問い合わせください。

☎0480-22-7115

Email: mimoza@mimoza-care.jp

🔍 公式 ミモザ白寿庵久喜 検索

ミモザお客様センター ☎ 0120-081-303

住み慣れた地域での生活を支える ※原則として、他の市区町村のサービスは利用できません。

■ 要介護1～5の方

小規模多機能型 居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の選択に応じて組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

認知症対応型 通所介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、食事や入浴などの日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けることができます。



■ 要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型 居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を利用者の選択に応じて組合せ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

介護予防認知症対応型 通所介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、介護予防を目的とした食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■ 要支援2の方

介護予防認知症対応型 共同生活介護

認知症と診断された方を対象に、専門的なケアを提供するサービスです。グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けることができます。

※要支援1の方は利用できません。

■ 要介護1～5の方

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、介護と看護の一体的なサービスを必要なタイミングで受けることができます。

夜間対応型訪問介護

24時間安心して日常生活を送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）に自宅を訪問してもらうことができます。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。

看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」や看護師などによる「訪問（看護）」を状況に応じて組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。



地域密着型特定施設 入居者生活介護

指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを受けることができます。

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の施設（利用定員19人未満のデイサービスセンターなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

療養通所介護

常に看護師による観察を必要とする難病、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象にしたサービスです。利用者は療養通所介護の施設に通います。施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■ 原則要介護3～5の方のみ

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の支援などを受けることができます。

※要介護1・2の方はやむを得ない理由がある場合以外は利用できません

介護予防・日常生活支援総合事業は市が行う介護予防サービスです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、多様なサービスを受けることができます。
※要介護認定の判定等について、詳しくは4ページをご確認ください。

1

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
(要支援に相当する方を想定しています)

事業名	内 容
介護予防 ケアマネジメント	地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。 ※ケアプランの作成および相談は無料です。
訪問型サービス	ホームヘルパーが訪問し、生活援助(食事の準備や調理等)、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)を行います。
通所型サービス	通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けることができます。
短期集中訪問型・ 通所型サービス	運動機能向上・生活機能向上・栄養改善・口腔機能向上など、集中的な支援により短期間(3か月程度)で生活機能の改善が見込まれる方を対象に専門職が提供するサービスを行います。 ※詳しくは、各地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

2

一般介護予防事業

対象者

65歳以上(第1号被保険者)のすべての方

事業の種類	内 容
運動教室 等	ゴムチューブやボールを使いながら、高齢者に必要な筋力維持の運動などを行います。ゆっくり行うトレーニングもありますので、無理なく継続することができます。

※各教室には、定員があります。定員を超えて利用することはできません。

※詳細につきましては、高齢者福祉課または各行政センター内福祉係にお問い合わせください。

地域包括支援センターはこんな仕事をしています

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等がそれぞれの専門性を生かして連携を図り、関係機関と協力しながら高齢者やその家族を総合的に支援します。久喜市には5か所の地域包括支援センターを設置しています。お住まいの地区のセンターを積極的にご利用ください。問い合わせ先は1ページに掲載しています。

親が認知症かもしれない 利用できるサービスはないか

総合相談・支援事業

高齢者や家族、地域住民の相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談の内容によってサービス、制度に関する情報提供や関係機関の紹介をします。

病院の退院が間近になった この先どうしたらいいかな

包括的・継続的 ケアマネジメント事業

高齢者の方々が適切なサービスを継続して利用できるように、地域のさまざまな関係機関とのネットワークづくりを行います。

近所の高齢者が虐待を受けているようだ

権利擁護 虐待防止・早期発見

高齢者の方々が安心して暮らせるよう、さまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や消費者被害などに対応します。高齢者が「自分らしく尊厳のある生活」を送ることができるよう相談・支援を行います。

要支援1に認定されました 介護予防サービスを利用したいのですが

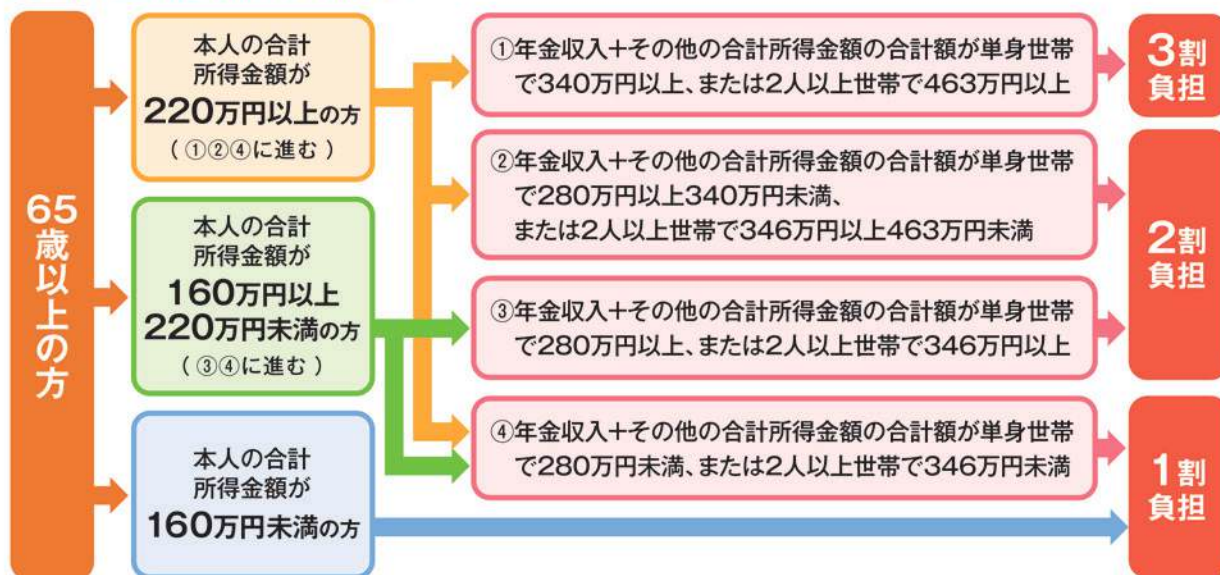
介護予防 ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方に対し、介護予防サービスが適切に提供されるように介護予防ケアプランの作成や相談・調整を行い、自立した日常生活を送ることができるよう支援し、実施・評価を行います。

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担することになります。

介護サービスの利用者負担割合

■利用者負担の判定の流れ



ご自身の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認できます。

※「介護保険負担割合証」は要介護・要支援認定を受けた方へ毎年7月頃に市から交付されます。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※令和8年7月現在

居宅サービスを利用した場合

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。(1か月あたりの限度額: 右記表のとおり)

限度額の範囲内でサービスを利用した場合、自己負担額は1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)です。

■サービスの利用限度額

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■上限を超えて利用した場合

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



施設サービスを利用した場合

施設サービスを利用した場合は、費用の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)負担のほかに居住費(滞在費)、食費、日常生活費などを別途負担する必要があります。



■食費や居住費(滞在費)の負担軽減について

施設サービスや短期入所系サービスの利用者で、所得が一定以下の人は、食費・居住費(滞在費)の負担限度額が設定されており、申請により費用の一部が減免されます。基準費用額から負担限度額を差し引いた額は介護保険から支給されます(特定入居者介護サービス費)。なお、居住費と食費の負担軽減を受けるためには、事前に久喜市へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。

■利用者負担段階の設定

設定区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	生活保護受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下
	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が82.65万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下

(令和8年8月以降)

■利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	居住(滞在)費【日額】					食費【日額】	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室	ショートステイ	施設
			特養等	老健・医療院等			
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	600円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,030円	680円
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円 ※(430円)	1,360円	1,420円

※老健・医療院等で室料を徴収しない場合
(令和8年8月以降)

利用者負担額の軽減制度

介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が高額になり、下記の限度額を超えた場合は、「高額介護(予防)サービス費」として、超えた額が後から支給されます。

区分	上限額
住民税課税世帯で年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
住民税課税世帯で年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で年収約770万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が82.65万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(世帯)

(令和8年8月以降)

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、両方の負担額の合計が下記の限度額から500円を超えたときは、超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として、後から支給されます。

区分	70歳未満の方
※基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯の方	34万円

※総所得金額等－基礎控除額。

基礎控除額について

合計所得金額に応じて下記の額です。

合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円

合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は29万円

合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合は15万円

合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除額の適用はありません。

区分	70歳以上の方※
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
住民税課税世帯の方	56万円
住民税非課税世帯の方	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方	19万円

※後期高齢者医療制度の対象者も含む。

利用者負担の助成制度

居宅介護サービス等を利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行っています。対象となる方には、久喜市から申請書を送付いたします。

対象者	助成率
世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金を受給している方	自己負担の50%
世帯全員が住民税非課税で上記以外の方	自己負担の25%

支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度額を超過して居宅介護サービス等を利用した方に対し、超過した自己負担額の一部を助成します。超過した利用分については、久喜市で把握できませんので、申請は担当ケアマネジャーにご相談ください。

対象者	区分支給限度基準額を超過して居宅介護サービス等を利用した方
助成割合	上乗せ額は区分支給限度基準額の1割を上限とし、助成額は上乗せ額の範囲内で利用した額の50%
助成内容	利用額を全額自己負担した後、上記の割合を乗じた額を助成

老後に優しい家づくり

介護しやすい家にリフォームしませんか

小修繕

新築

増築

改修



株式会社 小林建設

許可番号 埼玉県知事 許可(特-5)第7862

住まいのお悩みや不安はありませんか 信頼と実績の地元工務店におまかせください

☎ 0480 - 21-1044

ご用命ご相談
まずはお電話を



掃除が簡単
節水もできる



手すりの取り付け、スロープの設置、
バリアフリー工事ほか、
介護ベッドを入れる前に、畳の部屋
なら、汚れてもサッとモップで掃除が
できるフローリングの床に変えること
をおススメします。掃除が楽です♪
自宅で介護する人も介護される人も
快適に暮らせるようにリフォームし
ませんか。

住みながら新しく住みながら快適な家に
〒346-0022 埼玉県久喜市下早見814 日曜・祝日定休
<https://www.kuki-kobayashi.com/>



令和8年4月1日現在
※市外局番は、「0480」です。

居宅介護支援(介護予防支援)事業所

居宅介護支援 ※お住まいの地域に関係なくご利用いただけます。

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
鶴寿荘指定居宅介護支援事業所	久喜市北青柳1364	24-0990	久喜西地区	
久喜市医師会指定居宅介護支援事業所 よろこび	久喜市本町5-3-19	44-8714	久喜西地区	
指定居宅介護支援事業所 久喜の里	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	
ケアマネジメントよすが	久喜市下早見524-1	77-3444	久喜西地区	休止中
居宅介護支援事業所 すずのき	久喜市北青柳1324-2	23-6780	久喜西地区	
SOMPOケア 久喜 居宅介護支援	久喜市久喜中央4-9-50 第3三高ビル204	31-6543	久喜西地区	
ケアプラン ひとりしずか	久喜市青葉4-2-5	31-6625	久喜東地区	
あおぞらネット	久喜市青葉4-3-3	44-8216	久喜東地区	
久喜市社協居宅介護支援事業所	久喜市青毛753-1	23-2526	久喜東地区	
指定居宅介護支援事業所 サンセット	久喜市久喜東2-28-27	21-9683	久喜東地区	
ソレアード ケアプランセンター	久喜市栗原1-15-10	29-2051	久喜東地区	
ケアプランらくえん	久喜市栗原1-16-1	090-3209-0352	久喜東地区	
指定居宅介護支援事業所 緑(えにし)	久喜市吉羽1-38-16	37-7807	久喜東地区	
太陽	久喜市吉羽2-19-16	24-1833	久喜東地区	
ハートケアプランセンター	久喜市吉羽3-18-8	22-6057	久喜東地区	
ゆとり野居宅介護支援事業所	久喜市菖蒲町上大崎736	87-0001	菖蒲地区	
老人保健施設 みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲4028	87-1385	菖蒲地区	
ほっと・ケアライフ栗橋	久喜市間鎌471-6	55-0801	栗橋地区	
ケア・アシスト南栗橋	久喜市南栗橋4-11-4 ラフィーネⅡ101号	53-7988	栗橋地区	
居宅介護支援事業所 すずみな	久喜市佐間279-4	55-0200	栗橋地区	
きらら居宅介護支援事業所	久喜市伊坂北2-15-15	55-1165	栗橋地区	
居宅介護支援事業所 すずみな鷺宮	久喜市鷺宮2-1-7	53-8661	鷺宮地区	
わしのみや訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	久喜市鷺宮6-24-18	59-6277	鷺宮地区	
指定介護支援事業所 在宅介護支援センター恒寿苑	久喜市中妻902-1	58-7591	鷺宮地区	
居宅介護支援 ポケット	久喜市八甫4-93-1	59-1025	鷺宮地区	
やはぎケア	久喜市東大輪143-3	59-3333	鷺宮地区	
居宅介護支援事業所 桜田	久喜市東大輪2039-4	47-0950	鷺宮地区	
ケア・アシスト東鷺宮	久喜市桜田2-1-2	57-1501	鷺宮地区	
ケアプラン雪笑	久喜市桜田2-6-2-306	050-1721-8051	鷺宮地区	
ケアプラン 虹	久喜市桜田3-6-1-205	53-9101	鷺宮地区	
さわらびケア	久喜市桜田4-2-1-13-307	77-0976	鷺宮地区	
居宅介護支援事業所 さくら	久喜市栄1-12-13	58-3376	鷺宮地区	
エルダリゾート介護の相談窓口	久喜市久本寺谷田7-1 アリオモール2F	48-5951	鷺宮地区	
えがお居宅介護支援事業所	久喜市鷺宮中央2-2-2	080-3246-0765	鷺宮地区	

■介護予防支援

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
久喜市久喜中央地域包括支援センター	久喜市下早見85-3	22-1111	久喜西地区	
久喜市久喜東地域包括支援センター	久喜市青毛753-1	23-8845	久喜東地区	
久喜市菖蒲地域包括支援センター	久喜市菖蒲町新堀38	85-8131	菖蒲地区	
久喜市栗橋地域包括支援センター	久喜市間鎌251-1	52-7835	栗橋地区	
久喜市鷲宮地域包括支援センター	久喜市鷲宮6-1-1	58-9131	鷲宮地区	

多機能型(訪問・通所・泊り)の事業所

■小規模多機能型居宅介護 ※1 ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
ミモザ白寿庵久喜	久喜市久喜東3-29-27	22-7115	久喜東地区	
久喜はるかぜ	久喜市久喜東2-35-5	26-8810	久喜東地区	休止中

■看護小規模多機能型居宅介護 ※1

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
ケアステーションよすが	久喜市下早見524-1	53-3874	久喜西地区	

訪問介護・看護等の事業所

■訪問介護 ※3

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
「ケアハウス」和みの里	久喜市江面1562-1	25-0753	久喜西地区	
指定訪問介護事業所 久喜の里	久喜市下早見1728-1	25-2711	久喜西地区	
つくし介護 久喜	久喜市北青柳38-5	26-3150	久喜西地区	
ヘルパーステーション にこにこ	久喜市除堀1523-14	53-7425	久喜西地区	
全研リビング訪問介護	久喜市本町5-10-26	53-8990	久喜西地区	
訪問介護ステーション 心支(こころえ)	久喜市本町6-15-12	29-3501	久喜西地区	
SOMPOケア 久喜 訪問介護	久喜市久喜中央4-9-50 第3三高ビル204	31-6542	久喜西地区	
ミモザヘルパーステーション久喜	久喜市下清久640-6 コーポアライ102	53-8156	久喜西地区	
あおぞらネット	久喜市吉羽1-38-3	25-5720	久喜東地区	
みんなの太陽	久喜市吉羽2-19-16	24-1833	久喜東地区	
アースサポート久喜	久喜市久喜東2-17-22	23-9100	久喜東地区	
指定訪問介護事業所 ホームヘルプサービスはるかぜ	久喜市久喜東2-28-27	26-0322	久喜東地区	
訪問介護 いきいき	久喜市青葉4-24-18	26-0333	久喜東地区	
医心館 訪問介護ステーション 久喜	久喜市青葉5-23-2	53-7630	久喜東地区	
ニチイケアセンターしょうぶ	久喜市菖蒲町三箇875-11 ビューアハイツA棟102号室	85-2688	菖蒲地区	
けあビジョン菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲5013-270 岡田レジデンス101号	85-0955	菖蒲地区	
さくらの木	久喜市栗橋東4-8-29	52-7301	栗橋地区	

※1 地域密着型サービスのため、原則として久喜市の被保険者が対象となるサービスです。

※2 介護予防サービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業者にお問い合わせください。

※3 総合事業のサービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業者にお問い合わせください。

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
栗橋翔裕園ホームヘルプサービスセンター	久喜市栗橋310-1	52-6611	栗橋地区	
株式会社 アイリスケアセンター	久喜市佐間787-5	53-0111	栗橋地区	
ムサシ株式会社	久喜市鷺宮814	58-9911	鷺宮地区	
訪問介護ステーション ポケット	久喜市八甫4-93-1	59-1025	鷺宮地区	
特定非営利活動法人 さんわ	久喜市上内861-2	57-0033	鷺宮地区	
ヘルパーステーション ほほえみ	久喜市上内1275-2 利根川コーポ101	88-2275	鷺宮地区	

■夜間対応型訪問介護 ※1

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
NPO法人 いきいき社会生活センター 夜間対応型訪問介護ケアナイト	久喜市青葉4-24-18	26-5000	久喜東地区	

■訪問入浴介護 ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
ふくしのまち 久喜	久喜市本町3-8-33	25-4855	久喜西地区	

■訪問リハビリテーション ※2 ※4

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
栗橋ナーシングホーム翔裕園 訪問リハビリテーション	久喜市小右衛門951-1	55-2024	栗橋地区	
介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪2039-4	57-1811	鷺宮地区	

■訪問看護 ※2 ※4

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
わおんナース久喜	久喜市本町3-4-3	050-5526-4320	久喜西地区	
一般社団法人久喜市医師会 訪問看護ステーション よろこび	久喜市本町5-3-19	44-8714	久喜西地区	
訪問看護ステーション 心支(こころえ)	久喜市本町6-15-12	29-3501	久喜西地区	
よすが訪問看護ステーション	久喜市下早見524-1	22-7163	久喜西地区	
訪問看護ステーション ALWAYS久喜	久喜市久喜中央3-9-38-15 折原店舗5号室	23-3377	久喜西地区	
SOMPOケア 久喜 訪問看護	久喜市久喜中央4-9-50 第3三高ビル204	31-6542	久喜西地区	
訪問看護ステーションアンバーマイン	久喜市久喜北1-12-9 キャンパスセブン1F102	090-5782-2086	久喜西地区	
みらいち訪問看護ステーション	久喜市江面491-1	070-3278-3509	久喜西地区	
リハビリ看護センター フロンティア	久喜市栗原4-1-17	22-8139	久喜東地区	
ハートステーション	久喜市古久喜195-12 古久喜店舗	080-1377-7586	久喜東地区	
訪問看護ステーション 周(あまね)	久喜市吉羽1-38-16	37-7807	久喜東地区	
医心館 訪問看護ステーション 久喜	久喜市青葉5-23-2	53-7630	久喜東地区	
るん訪問看護ステーション	久喜市久喜東5-22-56	53-6248	久喜東地区	
わしのみや訪問看護ステーション	久喜市鷺宮6-24-18	59-6277	鷺宮地区	
訪問看護ステーション コスモス	久喜市桜田2-1-2	57-1500	鷺宮地区	
訪問看護ステーション あやめ久喜	久喜市鷺宮4丁目20-18	57-3600	鷺宮地区	
訪問看護ステーション かえで南栗橋	久喜市南栗橋8-1-6	53-8345	栗橋地区	
訪問看護ステーションかえで南栗橋式番館	久喜市南栗橋8-1-34	53-6565	栗橋地区	
コンパス訪問看護南栗橋	久喜市南栗橋1-1-5 川村ビル1F	47-0991	栗橋地区	

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※1

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 心支(こころえ)	久喜市本町6-15-12	29-3501	久喜西地区	
なでしこ	久喜市菖蒲町下栢間208-4	31-8878	菖蒲地区	

通所介護等の事業所

■通所介護(利用定員19名以上) ※3

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
指定通所介護事業所久喜の里	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	
鶴寿荘デイサービスセンター	久喜市北青柳1364	23-6288	久喜西地区	
デイサービスあんしん久喜 和華の館	久喜市本町1-3-16	53-8032	久喜西地区	
全研リビング久喜壱番館	久喜市本町5-10-26	53-6924	久喜西地区	
全研リビング久喜貳番館	久喜市本町5-10-25	53-7824	久喜西地区	
まっさーじ屋さんのデイサービスらいふ	久喜市下早見167-2	31-7698	久喜西地区	
ツクイ久喜	久喜市上町10-12	29-3530	久喜西地区	
ソレアード 久喜デイサービスセンター	久喜市栗原1-15-10	29-1722	久喜東地区	
デイサービス CORE	久喜市栗原2-1-10	53-4901	久喜東地区	
ふれあいデイサービスセンター 鶴寿	久喜市青毛753-1	25-1086	久喜東地区	
あおばデイサービス	久喜市青葉1-2-102	21-2203	久喜東地区	
久喜ケアセンターそよ風	久喜市青葉5-18-4	26-1170	久喜東地区	
デイサービスセンター 遊・菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間2362	87-3770	菖蒲地区	
コンパスウォーク久喜菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間2741-1	47-0288	菖蒲地区	
しょうぶの里 デイサービスセンター	久喜市菖蒲町下栢間2815-1	47-0040	菖蒲地区	
ゆとり野デイサービスセンター	久喜市菖蒲町上大崎736	87-1000	菖蒲地区	
シルバーベターライフ菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲112-1	44-9754	菖蒲地区	
しょうぶ翔裕園デイサービスセンター	久喜市菖蒲町菖蒲5205	87-0011	菖蒲地区	
栗橋翔裕園 デイサービスセンター	久喜市栗橋310-1	55-1019	栗橋地区	
デイサービスセンターきらら	久喜市伊坂北2-15-15	55-1165	栗橋地区	
プライドピラ栗橋 デイセンター	久喜市佐間787-5	53-0111	栗橋地区	
シンシア南栗橋	久喜市南栗橋9-9-1	55-3232	栗橋地区	
コンパスウォーク南栗橋	久喜市南栗橋1-1-5 川村ビル1F	47-0991	栗橋地区	
デイサービスセンター恒寿苑	久喜市中妻902-1	58-7577	鷺宮地区	
デイサービス鷺宮苑	久喜市上川崎607	58-7762	鷺宮地区	
全研リビング久喜参番館	久喜市鷺宮6-5-19	57-0111	鷺宮地区	
リハプライド・鷺宮	久喜市葛梅2-11-2	96-4039	鷺宮地区	
エルダリゾートショッピングクラブ	久喜市久本寺谷田7-1 アリオモール2F	44-9641	鷺宮地区	

■認知症対応型通所介護 ※1 ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
有限会社 てまり	久喜市久喜東4-21-22	25-5330	久喜東地区	

※1 地域密着型サービスのため、原則として久喜市の被保険者が対象となるサービスです。

※2 介護予防サービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業者にお問い合わせください。

※3 総合事業のサービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業者にお問い合わせください。

※4 医療機関等みなし指定事業所は含みません。

■地域密着型通所介護(利用定員18名以下) ※1 ※3

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
たんぽぽ	久喜市南1-8-18	53-7381	久喜西地区	
和み堂 はばたき	久喜市北青柳38-5	26-2150	久喜西地区	
デイサービス にこにこ	久喜市除堀1523-14	53-7425	久喜西地区	
みらいちリハ	久喜市本町5-13-17 ダイワビル1F	31-9656	久喜西地区	
みらいちリハ江面	久喜市江面491-1	37-8358	久喜西地区	
吉羽デイサービスセンター 縁(えにし)	久喜市吉羽1-38-16	88-2476	久喜東地区	
あおぞらデイサービス久喜	久喜市青葉3-20-3	29-1620	久喜東地区	
いきいきステーション	久喜市青葉4-3-3	53-5000	久喜東地区	
早稲田イーライフ久喜	久喜市野久喜1231-1 フレンドコーポ97	53-8094	久喜東地区	
街のお風呂やさん くき	久喜市古久喜845-1 みずがーデン久喜店舗1号室	29-0020	久喜東地区	
ほっと・ケアライフデイサービス	久喜市間鎌470-1	050-5784-9193	栗橋地区	
だんらんの家 栗橋	久喜市緑1-6-5	53-7913	栗橋地区	
半日リハビリ通所介護そら	久喜市南栗橋4-14-1 シティセンタービル1-C	48-6892	栗橋地区	
デイサービス ウイング翔	久喜市南栗橋5-17-9	38-6291	栗橋地区	
デイサービスまめは	久喜市栗橋中央2-6-14	53-5406	栗橋地区	
デイサービス ポケット カメさん	久喜市八甫390-9	59-1025	鷺宮地区	
デイサービス ポケット	久喜市八甫4-93-1	59-1025	鷺宮地区	休止中
かぐらの里デイサービスセンター	久喜市鷺宮2-13-14	59-4165	鷺宮地区	
地域密着型通所介護事業所 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮3055-1	98-2100	鷺宮地区	
わしのみやリハビリデイサービス	久喜市鷺宮3-2284-1	31-6651	鷺宮地区	

■通所リハビリテーション(デイケア) ※2 ※4

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳1385-2	24-0066	久喜西地区	
介護老人保健施設 みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲4028	85-1812	菖蒲地区	
老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門951-1	55-2024	栗橋地区	
介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪2039-4	57-1811	鷺宮地区	

ショートステイ等の事業所

■短期入所生活介護(ショートステイ) ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
鶴寿荘 短期入所生活介護事業所	久喜市北青柳1364	23-6288	久喜西地区	
指定短期入所生活介護事業所 久喜の里【従来型】	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	
指定短期入所生活介護事業所 陽日館(ゆいかん)【ユニット型】	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	
ソレアード久喜 ショートステイセンター	久喜市栗原1-15-10	29-1722	久喜東地区	
久喜ケアセンターそよ風	久喜市青葉5-18-4	26-1170	久喜東地区	
しょうぶの里 ショートステイサービス	久喜市菖蒲町下栢間2815-1	85-6688	菖蒲地区	

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲5205	87-0011	菖蒲地区	
栗橋翔裕園短期入所生活介護センター	久喜市栗橋310-1	52-6611	栗橋地区	
短期入所生活介護 ローレル高柳	久喜市高柳2261	55-1171	栗橋地区	
シンシア南栗橋	久喜市南栗橋9-9-1	55-3232	栗橋地区	
特別養護老人ホーム鷺宮苑	久喜市上川崎607	58-7762	鷺宮地区	
ショートステイサービス恒寿苑	久喜市中妻902-1	58-7577	鷺宮地区	
指定短期入所生活介護事業所 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮3055-1	98-2100	鷺宮地区	
特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑	久喜市上内1378-11	59-2910	鷺宮地区	空床利用型※

※特別養護老人ホームに入居している方が一時帰宅や入院等で居室が空いた際にショートステイ枠として利用できるサービスです。

■短期入所療養介護 ※2 ※4

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳1385-2	24-0066	久喜西地区	
介護老人保健施設 みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲4028	85-1812	菖蒲地区	
老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門951-1	55-2024	栗橋地区	
介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪2039-4	57-1811	鷺宮地区	

用具貸与・販売等の事業所

■福祉用具貸与 ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
株式会社スマイルサポート 久喜バリアフリー館	久喜市南4-3-4	29-2310	久喜西地区	
ひまわり館 久喜営業所	久喜市下早見657-1	44-9475	久喜西地区	
株式会社 ふくしセンター・絆	久喜市菖蒲町下栢間208-4	87-0606	菖蒲地区	
シルバーはあと久喜	久喜市菖蒲町三箇740-1	87-1165	菖蒲地区	
栗橋ナーシングホーム翔裕園 レンタルサービス翔裕園	久喜市小右衛門951-1	55-2024	栗橋地区	休止中

■特定福祉用具販売 ※2

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
株式会社スマイルサポート 久喜バリアフリー館	久喜市南4-3-4	29-2310	久喜西地区	
ひまわり館 久喜営業所	久喜市下早見657-1	44-9475	久喜西地区	
株式会社 ふくしセンター・絆	久喜市菖蒲町下栢間208-4	87-0606	菖蒲地区	
シルバーはあと久喜	久喜市菖蒲町三箇740-1	87-1165	菖蒲地区	

※1 地域密着型サービスのため、原則として久喜市の被保険者が対象となるサービスです。

※2 介護予防サービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業所にお問い合わせください。

※3 総合事業のサービスを提供している場合がありますので、認定区分が要支援の方は各事業所にお問い合わせください。

※4 医療機関等みなし指定事業所は含みません。

施設・居住系の事業所

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 11施設(1001床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
介護老人福祉施設 久喜の里【従来型】	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	50床
介護老人福祉施設 陽日館(ゆいかん)【ユニット型】	久喜市下早見1728-1	25-2100	久喜西地区	50床
鶴寿荘介護老人福祉施設	久喜市北青柳1364	23-6288	久喜西地区	129床
介護老人福祉施設しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間2815-1	85-6688	菖蒲地区	80床
特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園	久喜市菖蒲町菖蒲5205	87-0011	菖蒲地区	120床
介護老人福祉施設栗橋翔裕園	久喜市栗橋310-1	52-6611	栗橋地区	90床
特別養護老人ホーム ローレル高柳	久喜市高柳2261	55-1171	栗橋地区	100床
特別養護老人ホーム恒寿苑	久喜市中妻902-1	58-7577	鷺宮地区	82床
特別養護老人ホーム鷺宮苑	久喜市上川崎607	58-7762	鷺宮地区	80床
介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮	久喜市鷺宮3055-1	98-2100	鷺宮地区	100床
特別養護老人ホーム 久喜ことぶき苑	久喜市上内1378-11	59-2910	鷺宮地区	120床

■介護老人保健施設 4施設(381床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
介護老人保健施設 鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市北青柳1385-2	24-0066	久喜西地区	57床
介護老人保健施設 みやじま	久喜市菖蒲町菖蒲4028	85-1812	菖蒲地区	130床
老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市小右衛門951-1	55-2024	栗橋地区	109床
介護老人保健施設 桜田	久喜市東大輪2039-4	57-1811	鷺宮地区	85床

■認知症対応型共同生活介護 11施設(189床) ※1

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
愛の家グループホーム久喜本町	久喜市本町5-2-18	26-8600	久喜西地区	18床
愛の家グループホーム久喜吉羽	久喜市吉羽1-44-8	29-2508	久喜東地区	18床
グループホーム フローラ久喜	久喜市吉羽1-6-29	24-4477	久喜東地区	18床
グループホーム わきあいあい	久喜市栗原296-3	24-1308	久喜東地区	9床
グループホーム れんげ荘	久喜市久喜東2-35-5	26-8820	久喜東地区	9床
愛の家グループホーム久喜東	久喜市久喜東3-2-14	29-2020	久喜東地区	18床
グループホームこころ	久喜市下早見1186-1	31-7400	久喜東地区	18床
グループホームみんなの家菖蒲	久喜市菖蒲町下栢間2362	87-0500	菖蒲地区	18床
栗橋グループホーム翔裕園	久喜市小右衛門951-5	55-2024	栗橋地区	18床
グループホームきらら(ぬくもりの家)	久喜市伊坂北2-15-15	55-1165	栗橋地区	27床
グリーンライフ栗橋	久喜市栗橋1342-1	53-0770	栗橋地区	18床

※1 地域密着型サービスのため、原則として久喜市の被保険者が対象となるサービスです。

■特定施設入居者生活介護 11施設(562床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
介護付有料老人ホーム メディカルフローラ久喜 【特定施設】【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市吉羽1-6-2	26-2615	久喜東地区	60床
ライフケアステーション波音くき 【特定施設】【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市吉羽1-27-4	53-9455	久喜東地区	23床
くき翔裕館【特定施設】 【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市青毛4-3-12	26-4165	久喜東地区	60床
くき翔裕館Ⅱ号館【特定施設】 【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市青毛4-5-7	38-6840	久喜東地区	46床
介護付有料老人ホーム みんなの家・久喜 【特定施設】【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市久喜北1-11-54	25-6350	久喜西地区	33床
イリーゼ久喜【特定施設】 【混合型サービス付高齢者向け住宅】	久喜市久喜中央1-9-10	26-1161	久喜西地区	58床
介護付き老人ホーム栗橋翔裕園【特定施設】	久喜市栗橋303-1	48-5163	栗橋地区	40床
あすなろ南栗橋【特定施設】 【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市南栗橋8-1-6	53-8345	栗橋地区	60床
あすなろ南栗橋式番館 【特定施設】【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市南栗橋8-1-35	53-6566	栗橋地区	60床
ふるさとホーム東鷲宮【特定施設】 【混合型介護付有料老人ホーム】	久喜市西大輪207-5	57-2000	鷲宮地区	42床
ベストライフ久喜【特定施設】 【介護専用型介護付有料老人ホーム】	久喜市桜田1-3-4	57-1220	鷲宮地区	80床

※混合型介護付有料老人ホームは介護度が出ていない方でも利用できます。介護専用型有料老人ホームは介護度が出ている方のみ利用できます。

■住宅型有料老人ホーム 7施設(153床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
全研リビング久喜壱番館	久喜市本町5-10-26	53-6924	久喜西地区	16床
全研リビング久喜貳番館	久喜市本町5-10-25	53-7824	久喜西地区	14床
オレンジハウス久喜東	久喜市久喜東2-35-5	26-8822	久喜東地区	9床
医心館 久喜	久喜市青葉5-23-2	53-7630	久喜東地区	45床
シルバーベターライフ菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲112-1	44-9754	菖蒲地区	39床
プラウドピラ栗橋	久喜市佐間787-5	53-0111	栗橋地区	16床
全研リビング久喜参番館	久喜市鷲宮6-5-19	57-0111	鷲宮地区	14床

■ケアハウス(特定施設以外) 2施設(100床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
ケアハウス和みの里	久喜市江面1562-1	25-0753	久喜西地区	50床
ケアハウス鶴寿の里	久喜市北青柳1385-2	24-0575	久喜西地区	50床

※ケアハウスは自立生活が難しい高齢者を対象とした施設です。

■サービス付高齢者住宅(特定施設以外) 2施設(31室)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
ハーウィルアシスト栗橋	久喜市間鎌471-6	55-0808	栗橋地区	10室
ハーウィル栗橋	久喜市間鎌470-1	55-0808	栗橋地区	21室

■養護老人ホーム 1施設(50床)

事業所・施設の名称	所在地	電話	日常生活圏域	備考
久喜市偕楽荘(指定管理者:社会福祉法人久喜同仁会)	久喜市上清久930	21-0307	久喜西地区	50床

※養護老人ホームは環境的及び経済的理由等により在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。ご利用の際はご本人がお住いの市区町村の窓口へ申請し、要件等を審査して入所を決定します。

区分	サービス名	利用要件	内 容
地域支援事業	配食サービス	65歳以上の単身者または65歳以上の方のみで構成する世帯で、日常的に調理及び買い物が困難な方や、身体障害者手帳1・2・3級または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成する世帯で、日常的に調理及び買い物が困難な方	栄養バランスを考えたお弁当(昼食)を自宅に配達しながら安否を確認します。(費用負担あり) 利用回数 月～土曜日で週6回まで
	緊急時通報システム	65歳以上の単身者または家族と同居していても同様な状況になる方や、身体障害者手帳1・2・3級の単身者または家族と同居していても同様な状況になる方	自宅において、急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、専用の通報装置を使い民間受信センターを経由して埼玉東部消防組合消防局司令室に通報するシステムです。また、民間受信センターの看護師等による健康相談や安否確認も行います。(費用負担あり)
一般福祉サービス(久喜市が独自に行っているサービス)	いきいきデイサービス	おおむね65歳以上で、要介護または要支援に該当しない方で介護予防が必要な方	健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等を行います。(給食代 1食300円) 利用回数 週1回 利用時間 10時から15時まで
	偕楽荘ショートステイ	おおむね65歳以上の要介護または要支援に該当しない方で、家庭の事情等で養護の必要な方	家族の病気や冠婚葬祭などの理由で家庭で養護できないときや、ひとり暮らしの方を一時的に養護する必要があるときに利用できます。(1日1,900円と食材料費) 利用日数 1か月に6日以内
	高齢者日常生活用具購入費助成	65歳以上の単身者で生活保護を受けている世帯または市民税非課税世帯の方	心身の機能低下により防火等の配慮が必要な場合、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成します。
	家族介護用品支給	市民税非課税世帯で要介護3・4・5と認定され、在宅において家族の介護を受けている65歳以上の方 要介護3については、認定調査票における「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」などに該当している方	月6,300円を限度として介護用品を支給します。 支給品目 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ
	県社協あんしんサポートねっと利用料助成	65歳以上の方や、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、ひとり暮らしに不安がある方	久喜市社会福祉協議会の生活支援員が金銭管理等のお手伝いをします。市はその利用料の一部を助成します。
	寝具乾燥消毒等サービス	65歳以上で寝たきりの状態またはこれに準じる状態の方や、18歳以上で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方で寝たきりの状態またはこれに準じる状態の方	寝具の乾燥消毒や水洗いを行います。(費用負担あり) 利用回数 乾燥消毒 月1回(水洗いの月は除く) 水洗い 年2回
	訪問理容サービス	在宅で寝たきりまたはこれに準じた状態にあり、理容店へ行くことが困難なおおむね65歳以上の方または身体障害者手帳1・2級の方	ご自宅に理容組合の理容師が訪問して、調髪等を行います。(1回2,000円) 利用回数 年4枚まで利用券を交付
	徘徊高齢者・障がい者探索システム	次の①から③のいずれかに該当し、家に戻れなくなるおそれのある方を在宅で介護する家族 ①認知症で65歳以上の方②認知症で40歳から64歳の要介護(要支援)認定を受けている方③18歳以上で療育手帳の交付を受けている方	市が貸与した携帯端末機を身につけた本人が行方不明になったとき、おおよその居場所をお知らせするとともに、家族の要請を受けた緊急対処員が急行し一時保護します。(費用負担あり)
	徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール	認知症・高次脳機能障がいと診断され、家に戻れなくなるおそれのある方、または18歳以上で療育手帳の交付を受けている方など	外出先で警察に保護されたときにシールの登録番号から本人を特定できるオレンジ色のシールを配布します。(シール再発行は費用負担あり)



久喜市の高齢者福祉
サービスのご案内

<https://www.city.kuki.lg.jp/kenko/korei/korei/index.html>

スマホのカメラで二次元コードを読み取り!

相談窓口 (利用についての 要件や費用負担の お問い合わせ)	高齢者福祉課 高齢者福祉係(本庁舎)	下早見85-3	0480-22-1111(代)
	菖蒲行政センター内 菖蒲福祉係	菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代)
	栗橋行政センター内 栗橋福祉係	間鎌251-1	0480-53-1111(代)
	鷺宮行政センター内 鷺宮福祉係	鷺宮6-1-1	0480-58-1111(代)



医療法人社団 爽緑会

ふたば在宅クリニック

在宅医療

訪問診療

認知症やお体の不自由さで、
外来通院やご家族の
付き添いが大変な方…

ご自宅での終末期医療、
緩和ケアをお望みの方…



- ☒ 内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科
整形外科・泌尿器科の医師が在籍
- ☒ 精神科専門医による
認知症、精神科往診 ※日本精神神経学会認定精神科専門医
- ☒ 皮膚科専門医による
皮膚・褥瘡往診 ※日本皮膚科学会認定皮膚科専門医
- ☒ 全国8院展開中の
グループ組織力

在宅医療に
特化した
クリニックです!

24時間
365日
対応



まずはお気軽にお電話ください!

診療日	月	火	水	木	金	土	日
9:00～18:00	○	○	○	○	○	○	*

*土曜日、日曜日、祝日は緊急往診のみとなります。

〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東1-2-5 東山ビル3F-A

埼玉県・北東部エリア

- ☒ 久喜市 ☒ 加須市 ☒ 幸手市
- ☒ 杉戸町 ☒ 宮代町 ☒ 白岡市
- ☒ 蓮田市 ☒ 春日部市 など

お問い合わせは
お電話または
HPから

ふたば 在宅

検索

☎0480-44-9178

